





インフルエンザ解熱報告書

※学校保健法施行規則第19条第2項が改正され、平成24年4月から出席停止期間がこれまでの「解熱した後2日を経過するまで」から「発症(発熱)後5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日(72時間)を経過するまで」に変わりました。下記の通り、解熱後3日を経過しましたので登園停止措置の解除をお願いします。

インフルエンザ診断された日(平成 年 月 日) A・B
 症状出現日 月 日

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
<例1> 発症2日目に解熱	 発熱	解熱	解熱後 24H	解熱後 48H	解熱後 72H	発症後 5日以内 登園不可	登園可	
<例2> 発症3日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	解熱	解熱後 24H	解熱後 48H	解熱後 72H	登園可

※発症した日から1日2回の体温測定し記入をお願いします。

体温測定日	発症後	時間及び体温 (午前)	時間及び体温 (午後)
月 日	発症当日	: (°C)	: (°C)
月 日	1日目	: (°C)	: (°C)
月 日	2日目	: (°C)	: (°C)
月 日	3日目	: (°C)	: (°C)
月 日	4日目	: (°C)	: (°C)
月 日	5日目	: (°C)	: (°C)
月 日	6日目	: (°C)	: (°C)
月 日	7日目	: (°C)	: (°C)
月 日	8日目	: (°C)	: (°C)

※太枠は発症5日となり登園不可です。解熱後72時間経過するまで登園できません。

※登園時に提出してください

登園日：平成 年 月 日
 園児名：
 保護者名：

印